

SOLEIL

弁護士法人丸の内ソレイユ法律事務所

NewsLetter

2023.7

Vol.26

最 2
新 0
摘 2
発 3
事 年
例 6
解 月
説 の



2023年6月は景品表示法に基づく措置命令が4件、特定商取引法に基づく行政処分が2件、消費者庁より実施されました。

中でも、機能性表示食品に対する摘発であったり、昨年6月の改正特商法施行後初の最終購入画面の表示に対する摘発であったり、その内容についても注目すべき1ヶ月でございました。今ニュースレターでは、その中でも2例を取り上げて解説致します。その他の事例も7月27日開催の弊所主催セミナーで取り上げますので是非ご参加ください。

～今月のテーマ～

2023年6月の景表法に基づく措置命令



弁護士法人丸の内ソレイユ法律事務所
弁護士 福永 敬亮

Executive Summary

1. はじめに
2. ペット用サプリメントに対する措置命令
3. 機能性表示食品に対する措置命令
4. まとめ

1 はじめに

2023年6月は、消費者庁による景表法に基づく措置命令が相次ぎました。消費者庁が、景表法に基づく規制を強化していることが伺えます。

今回は、そのうち2件の措置命令をご紹介します。したいと思います。

2 ペット用サプリメントに対する措置命令

(1) 犬の白内障が治る効果が得られるかのような表示

まず1件目は、サプリメントを摂取することで犬の白内障が治る効果が得られるような表示をしたものです。人間であれ、ペットであれ、サプリメントは医薬品ではなくあくまで食品なので、健康維持や栄養補給の効果はあれど、病気を治す効果まではありません。そういう意味では、本件は、景表法の優良誤認表示にあたるとして措置命令を受けていますが、薬機法違反にもあたり得る事例です。

本件で特徴的なのは、自社のウェブサイトだけでなく、アフィリエイトサイトでの表示内容についても措置命令の対象になっていることです。例えば、薬機法では、「何人も」未承認医薬品の広告としてはならないとなっており、規制の対象は事業者に限りませんが、景表法の優良誤認表示は、「事業者が」自己の供給する商

品・サービスについて、実際の物よりも著しく優良であると示す表示を禁止しているものです。

アフィリエイトサイトは、アフィリエイトターが作成しており、自社で作成しているわけではないので、優良誤認表示にならないと誤解している方もいらっしゃるかもしれません。しかし、消費者庁としては、事業者が広告の素材を一部提供し、広告料も支払っているわけですから、実質的な表示の主体としては事業者であると考えているようなので、アフィリエイトサイトだから関係ないと言いつけることはできません。

アフィリエイトターは、どうしても行き過ぎた表現を使いがちなので、むしろアフィリエイトサイトの方が、注意深く管理していく必要があるかもしれません。

(2) No.1 表示

本件では、いわゆるNo.1表示についても指摘を受けています。例えば、「皆様に選ばれて、7冠達成!」、「No.1 日本トレンドリサーチ 初めでも安心の愛犬のアイケアサプリ」

「No.1 日本トレンドリサーチ 愛犬のアイケアサプリ 口コミ人気」、No.1 日本トレンドリサーチ 愛犬のアイケアサプリ 品質満足度」等と表示していたようですが、実際の調査は、同種製品に関する各事業者のウェブサイトへの印象を問うもので、しかも、調査の回答者に条件を付さずに調査したものでした。

表示の内容からすると、表示を見た一般消費者としては、実際に当該製品を利用した人に対する調査であると思うところですが、調査内容は、単なるイメージ調査だったということのようです。

No.1表示自体が禁止されているわけではありませんし、むしろ消費者の商品・サービス選択に資するとされています。しかしながら、今年に入って、No.1表示に対する措置命令が相次いでいることから、特にイメージ調査を根拠とするNo.1表示については、一般消費者に誤解を与えるような表示になっていないか、慎重になる必要があるでしょう。

消費者庁報道資料(別紙2-2)

別紙2-2



3 機能性表示食品に対する措置命令

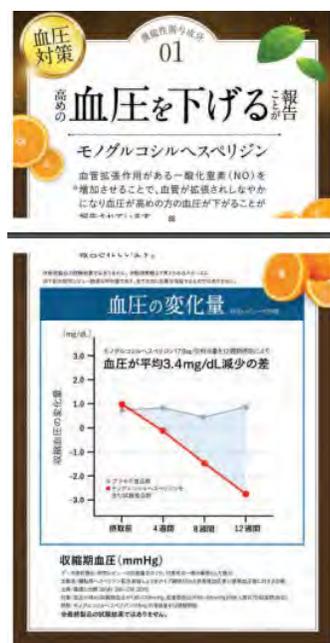
もう一つご紹介するのは、機能性表示食品に関する表示が科学的根拠に乏しいことを理由に優良誤認表示にあたるとしたもので、科学的根拠が乏しいことを理由とする初めての措置命令になります。

機能性表示食品は、事業者が食品の安全性と機能性に関する科学的根拠を消費者庁長官に届け出れば、機能性を表示できるので、平成27年（2015年）に始まった比較的新しい制度です。

機能性表示食品は、特定保健用食品（トクホ）と異なり、国が事前に審査をして許可を出すわけではないので、事業者は自らの責任において、科学的根拠に基づく適切な表示を行う必要があります。過去には、機能性の届出の内容と実際の広告表示が異なるという理由で、優良誤認表示となった事例はありますが、機能性に関する科学的根拠が乏しいことを理由に措置命令を行うのは、本件が初めてになります。

本件を踏まえ、消費者庁は、令和5年7月3日付けで、関係団体に対し、全ての機能性表示食品に対して、既に届出・公表されている科学的根拠の再検証を随時行うよう、文書で要請しました。

消費者庁報道資料（別紙2）



機能性表示食品の科学的根拠は、あくまで事業者が責任をもつものなので、国のガイドライン等に基づいた合理的な内容である必要があります。今後は、機能性表示食品としての届出が済んだからといって、それだけで安心することはできないでしょう。

4 まとめ

今回は、2023年6月の措置命令を2つご紹介させていただきましたが、消費者庁が景表法に基づく優良誤認表示について、より規制を強化してきていることが伺えるものになります。

こうしたことを踏まえて、今一度自社広告の表示について見直すきっかけにさせていただければと思います。

丸の内ハウス

新丸の内ビルディング7階にある飲食フロア「丸の内ハウス」が今年4月にリニューアルしました。

テラス席では、光るテーブル席や、おしゃれなカウンター席、ソファ席等が設置され、東京駅や丸の内を眺めながら食事を楽しむことができます。

各テーブルにはQRコードが設置され、LINEを利用したモバイルオーダーに対応しておりますので、テラス席に座ったまま注文、料理が出来上がり次第、受取通知が届きます。

テラスが気持ち良い季節となりましたので、是非足を運んでみてはいかがでしょうか。

執筆者紹介

弁護士 福永 敬亮

【学歴】

神奈川県立上郷高等学校 卒業

青山学院大学法学部法学科 卒業

早稲田大学大学院法務研究科 中退

【職歴】

平成 25 年 神奈川県庁 入庁

令和 元年 丸の内ソレイユ法律事務所 入所

平成 25 年 4 月、神奈川県庁へ入庁。神奈川県庁にて環境行政や税務行政に従事した後、弁護士となり、令和元年より弁護士法人丸の内ソレイユ法律事務所入所、現在に至る。

ヘルス&ビューティーチームとして、広告表現セミナー講師や広告審査を数多く担当。顧問弁護士を務める企業に対するリーガルサービスを行っている。

広告審査サービス

スポット広告審査 A4 1枚 11,000円



広告審査内容

リスク度、修正案、修正理由

リスク度は4段階で表現

☆、☆☆、☆☆☆、☆☆☆☆

星が多くなるほどリスク高

作業優先、1枚当たりの審査費用がお安くなる「顧問プラン」もご用意しております。

チラシ1枚からスポットでご依頼頂けますのでお気軽にお問い合わせください。

主催ウェビナーのお知らせ



2023年7月27日(木) 14:00~14:30

近年の販促広告とその規制の動向

2023年6月、消費者庁から「景品表示法に基づく措置命令」が数多く出され、事業者に対し広告表現の法令順守がより一層求められています。今回の弊所セミナーでは、日頃広告表現に悩まれている皆様に向けて近年の規制の動向と最新の事例解説を致しますので是非ご参加ください。

お申込はこちら(参加費は無料です)

<https://forms.gle/1EJxJaikzX5jbCW76>

おすすめスポットプラン

スタートアップ支援プラン 330,000円~

美容健康分野新規事業立ち上げの際のリーガルサポートプランです。新規ECサイト開設に必須の法律文書作成、取扱商品への法的アドバイス、届出・申請等のアドバイスを弁護士が行います。

広告審査内製化支援プラン 330,000円~

弁護士が貴社商品の広告審査マニュアル(NG表現集)を作成し、広告審査の内製化を目指すプランです。マニュアル完成後は社内セミナーを行い知識の定着まで行います。

無料相談のご案内

美容健康広告審査、利用規約、最終購入確認画面のチェック等、その他企業法務に関するご相談は初回30分無料でご相談を承っております。

【お問い合わせフォームはこちら】

<https://www.health-beauty-soleil.jp/contact/>

TEL : 03-5224-3801 E-mail : office@maru-soleil.jp